

一級河川久慈川水系

久慈川上流圏域河川整備計画

平成 28 年 7 月

福 島 県

久慈川上流圏域河川整備計画（案）

目 次

第1 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
1 圏域と河川の状況.....	1
(1) 圏域の状況.....	1
(2) 治水の変遷.....	7
(3) 利水の変遷.....	8
2 河川整備計画の目標.....	9
(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	9
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	10
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項.....	11
3 計画の対象区間及び対象期間.....	12
(1) 計画対象期間.....	12
(2) 計画対象区間.....	12
第2 河川の整備の実施に関する事項.....	13
1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	13
(1)久慈川（矢祭橋～川上川合流点）.....	14
(2)渡瀬川（木之根地区）.....	15
2 河川の維持の目的、種類、施行の場所.....	16
(1) 河川の維持の目的.....	16
(2) 河川の維持の種類、施行の場所.....	16
3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	18
(1) 河川情報の提供に関する事項.....	18
(2) 地域や関係機関との連携に関する事項.....	18
(3) 計画の見直しに関する事項.....	18

第1 河川整備計画の目標に関する事項

1 圈域と河川の状況

(1) 圈域の状況

ア 圈域

本河川整備計画の対象地域は、一級河川久慈川水系の上流部に位置し、4町（棚倉町、矢祭町、塙町、浅川町）、1村（鮫川村）に属する一級河川久慈川水系 20 河川の流域であり、河川延長は約 166.1km、流域面積は約 512.5km²である。

本圏域は、東は阿武隈山地、西は八溝山地に挟まれ、山林が圏域の面積の 74%を占めている。また、南部には奥久慈県立自然公園があるなど、自然豊かな高原地帯となっている。

圏域の近傍では東北新幹線、東北自動車道、福島空港等の交通インフラが充実しており、これらの高速交通体系へのアクセス交通網や、地域内外を結ぶ幹線道路網等の整備とともに、関東圏に近接する県際地域としての特性を生かした産業振興が望まれている。

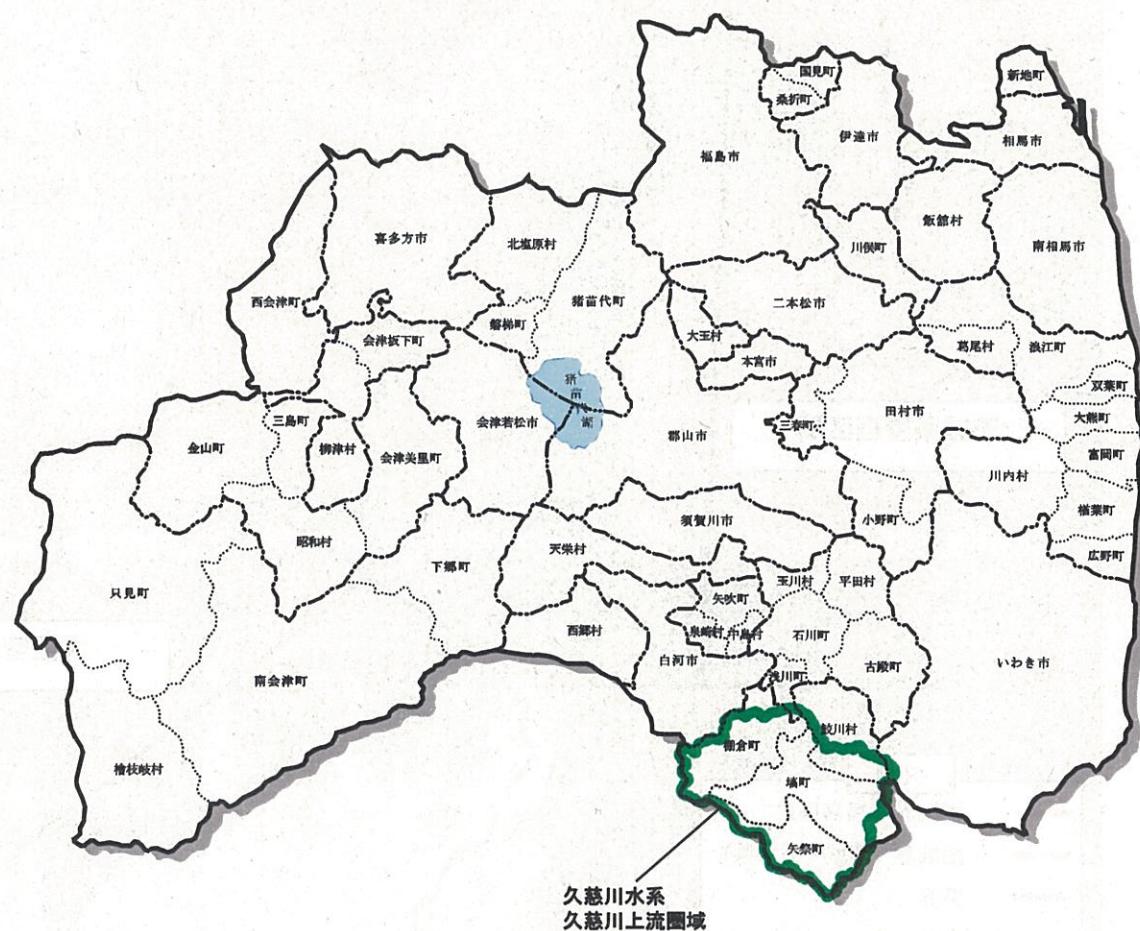


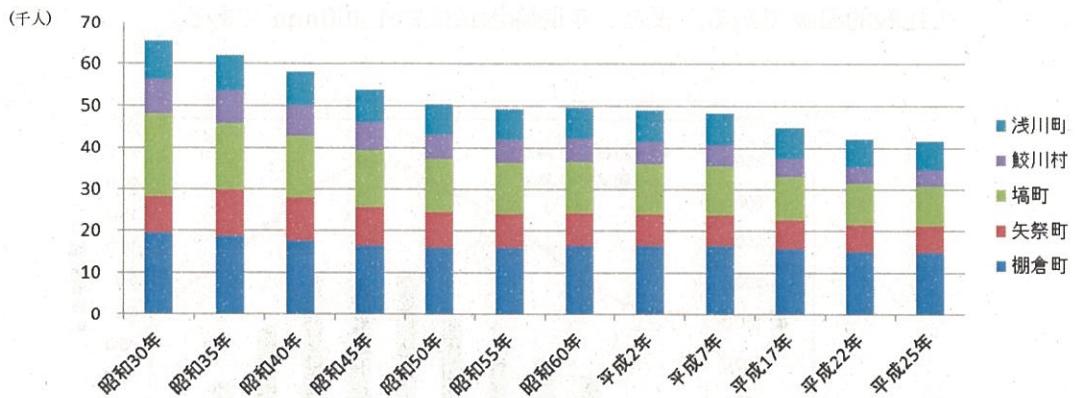
図1-1 久慈川上流圏域構成市町村



図 1-2 久慈川上流圏域図

イ 社会環境

圏域4町1村の人口は、約4万人であり、そのうちの3分の1近くを棚倉町が占めている。なお、近年は減少傾向となっている。



<総務省統計局「国勢調査報告」、福島県統計調査課「福島県の推計人口」>

図 1-3 関連自治体人口の経年変化

圏域4町1村の土地利用状況は、全体の約74%が山林、約12%が田畠となっている。宅地は全体の2%程度と少なく、市街地周辺には豊かな自然が多く残っている。

圏域4町1村の産業別就業人口の比率は、最も多いのが第3次産業（46%）と約半数を占め、次いで第2次産業（42%）、第1次産業（12%）となっている。産業別生産額の最も大きいものは製造業であり、次いで政府サービス生産者、サービス業、不動産業となっている。

圏域内の主な観光資源は、八溝山、棚倉城跡、山本不動尊（棚倉町）、湯岐温泉（塙町）、矢祭山公園、アユの釣り場（矢祭町）、鹿角平観光牧場（鮫川村）等がある。

本圏域は福島県の県南に位置し、茨城、栃木との県際地域であり、首都圏との近接性や豊かな森林資源を生かした地域づくりが期待される地域である。

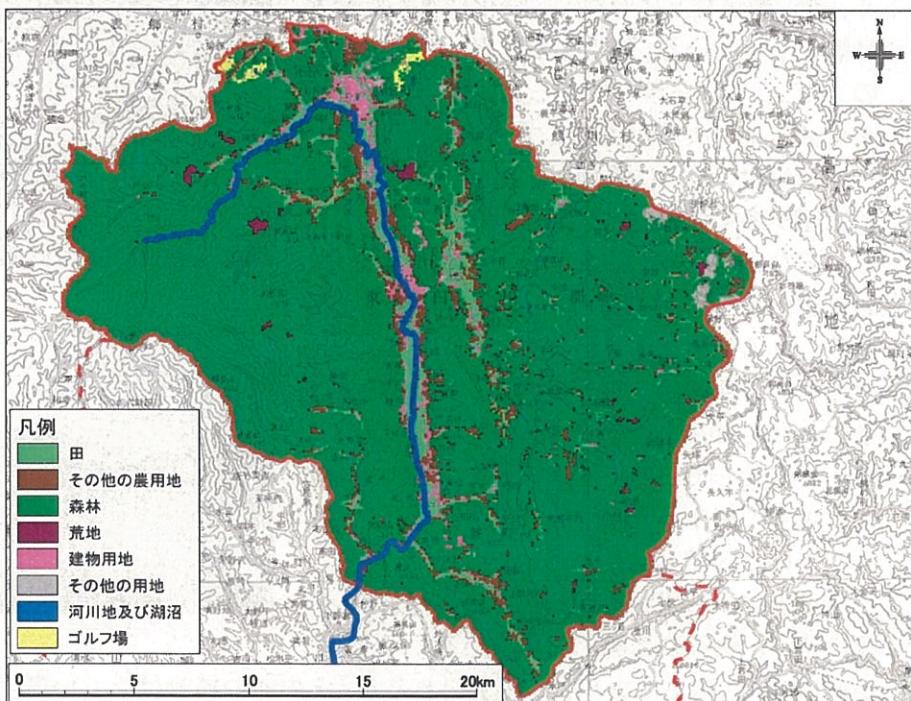
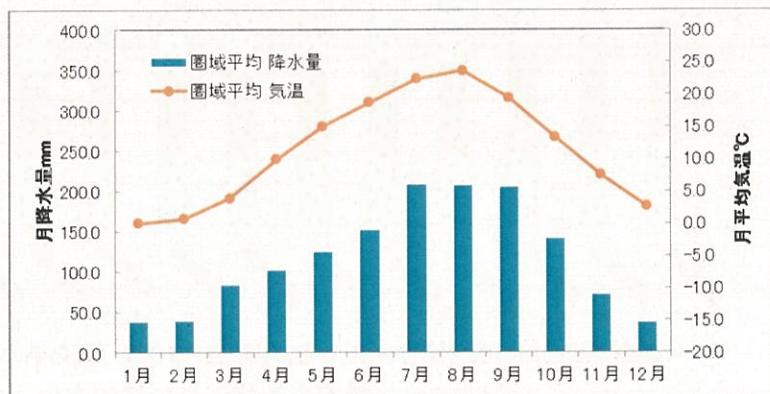


図 1-4 久慈川上流圏域の土地利用図

ウ 気候

本圏域は太平洋側気候であり、年間平均気温は約 11.5°C で積雪は少なく、四季を通じて比較的温暖である。また、年間降水量は約 1,400mm である。



<気象庁資料より S56～H22 東白川、白河観測所の平均>

図 1-5 久慈川上流圏域の気候

エ 自然環境

東部には阿武隈山地、西部に八溝山地が連なり、久慈川がその中央部を縦貫している。久慈川は、この地方最高峰の八溝山に源を発し、福島・栃木・茨城の三県にまたがる本流域は、奥久慈県立自然公園に指定され、山と渓谷、温泉を中心に一部史跡を含む総面積 4,840ha の自然公園となっている。

本圏域の河川は、溪流の様相を呈している上流域、田園地帯を穏やかに流れる中流域、茨城県境付近の狭窄部となっている下流域の三つに区分できる。

上流域は、河床に角張った大きな浮き石が多く、淵、瀬が交互に存在し、変化に富んだ流水景観となっている。岩陰や張り出した樹木の枝の下は、そこから落ちてくる昆虫類を餌とするヤマメ、イワナ等が生息している。

中流域は、沿川に農地が広がり、農業用水の取水堰が多く設置され、堰の上流には流れのほとんどない湛水域が形成されている。河床は、岩が露出する区間が多いが、砂礫の堆積した洲がみられる区間もあり、セグロセキレイ、ハクセキレイの採餌場となっている。水際から高水敷にかけては、ツルヨシ、ヨシ、オギ、ススキが広く繁茂している。イヌコリヤナギ、オノエヤナギ等の樹木が点在する箇所や、マダケが群生している区間も見られる。

下流域は、両岸から切り立った山が迫り、川幅は狭く、峡谷の景観となっている。河床は岩が露出し、水際にはツルヨシが見られるが、その他の植物は乏しい環境となっている。



久慈川では、松岡橋地点及び高地原橋地点で水質の環境基準（A類型）が設定されている。両地点とも生物化学的酸素要求量（以下、「BOD」という）（75%値）を平成元年から平成13年の13年間でみると、達成率は50%以下であるが、平成14年以降は水質が改善され、いずれの観測地点においても基準を達成している。これは、塙町で、特定環境保全公共下水道事業により整備がなされ、平成15年3月に供用開始したことによると推察される。

その他の支川に類型指定はないが、川上川の久慈川合流前地点のBODも久慈川本川とほぼ同様の状況にある。

表1-2 環境基準類型指定状況（久慈川）

河川名	類型指定状況		水質測定地点名	測定地点の種類
	類型	区間		
久慈川	A	全域	松岡橋	環境基準点
			高地原橋	環境基準点
川上川	—	—	久慈川合流前	環境基準類型指定のない支川の補助点

・A類型（2mg/L以下）

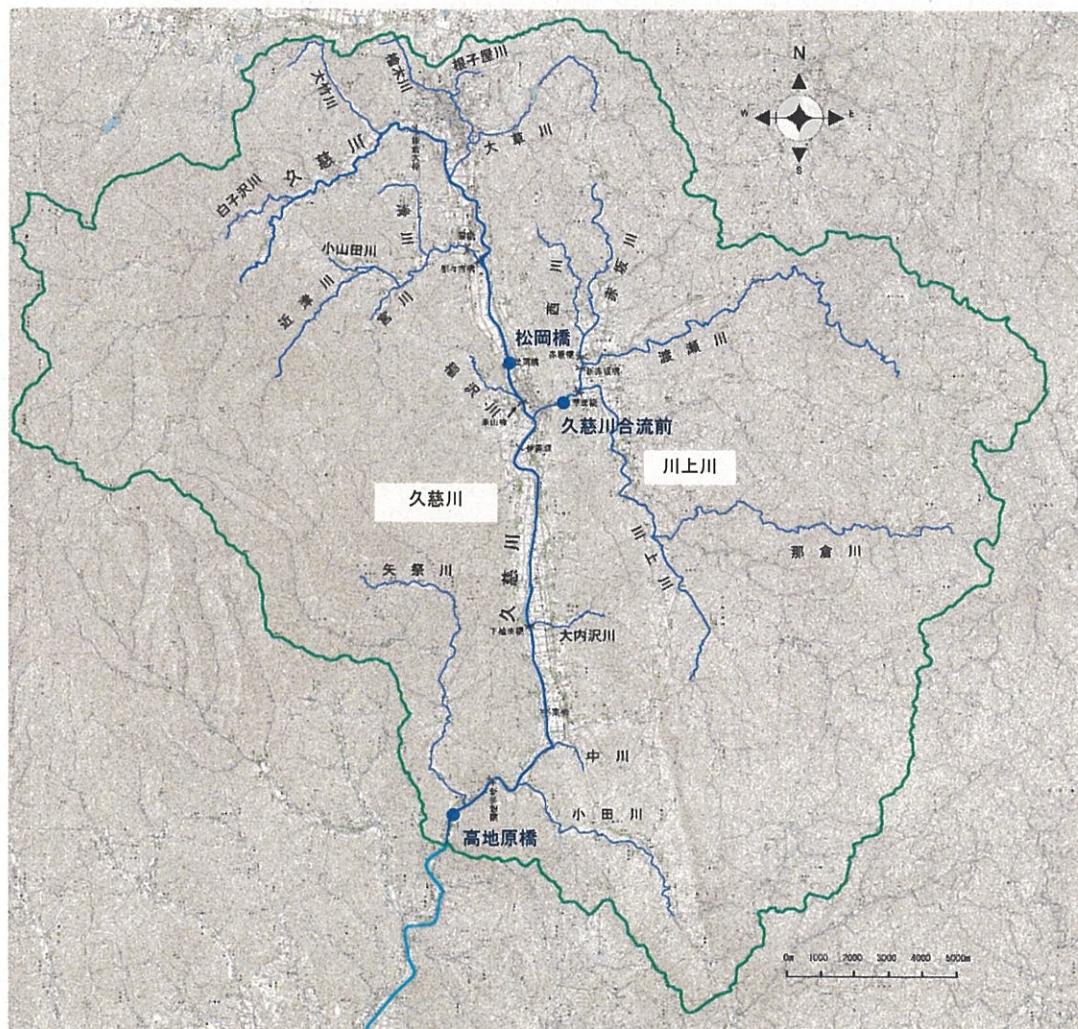


図1-6 久慈川水系水質調査地点

棚倉町では、公共下水道事業により下水道の整備がなされており、平成19年3月31日現在、行政区域内人口に対する処理区域人口約24%、処理区域人口に対する水洗便所設置済人口約56%となっている。

また、農業集落排水事業の普及率は、矢祭町で8.7%、塙町で27.5%、鮫川村で13.4%、浅川町で1.6%となっている。

今後、本圏域では下水道整備がさらに進む予定であり、現在の良好な水質が維持されていくものと期待されている。

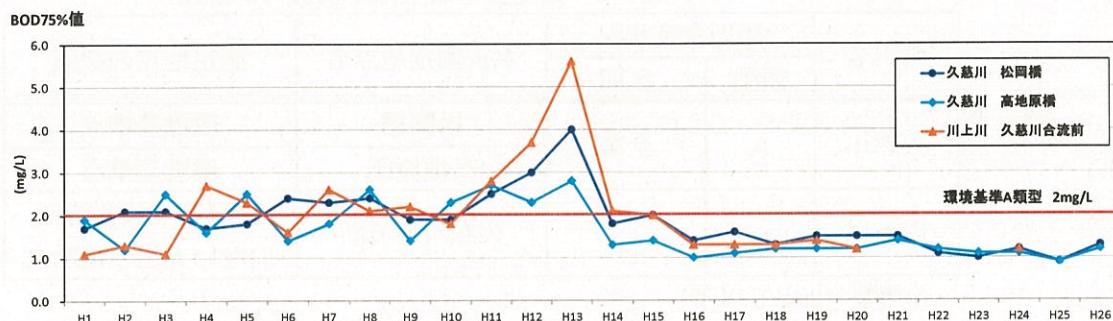


図1-7 久慈川水系水質調査地点におけるBOD(75%値)の経年変化

<福島県水質年報平成1～26年度 久慈川、川上川の水質調査より>

(2) 治水の変遷

久慈川の改修は、昭和 25 年の水害を契機に、昭和 30 年に中小河川改修事業として東白川郡棚倉町大字八楓地内から東白川郡矢祭町大字東館地内までの延長 15.5 km を事業区間として着工した。

その後、全体計画区間上流における沿川耕地の浸水被害の発生等により、現在は延長を 19.578 km に変更し、河川改修を進めている。この改修区間のうち、近津川合流点～豊岡橋区間の 0.8 km と大草川合流点～祖父岡橋区間の 1.0 km では、昭和 40 年代及び 50 年代に局部改良事業による改修が実施され完了している。また、中小河川改修区間上流では、昭和 61 年洪水による災害関連事業として 1.4 km 区間の改修が実施され完了している。

一方、支川の近津川では合流点上流 0.8 km 区間が、中小河川改修事業により改修が完了している。その上流 1.2 km 区間及び支川小山田川の 0.2 km 区間は、局部改良事業により昭和 53 年に改修に着手し、完了している。

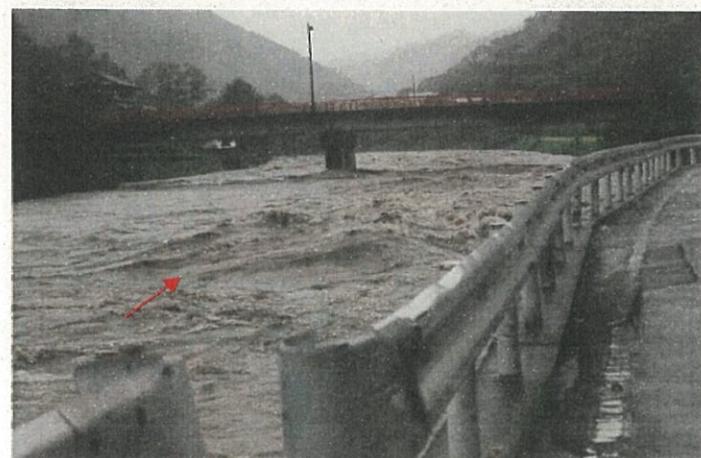
また、支川渡瀬川と赤坂川は昭和 54 年に小規模河川改修事業として改修に着手し、それぞれ 1.1 km 区間、2.5 km 区間の改修が完了している。

その他、支川の小田川（災害関連）、大草川（局改）、檜木川（災害関連）では昭和 50 ～60 年代に改修に着手し、完了している。

平成 23 年 9 月（台風 15 号）の水害では、矢祭町（滝ノ沢）において昭和 61 年以降の最高水位を記録し、河川の越水により約 102 ha の浸水被害が発生した。



昭和 61 年洪水（久慈川矢祭町関岡地内）



平成 23 年洪水（久慈川矢祭町関岡地内）

(3) 利水の変遷

棚倉地域は、江戸時代初期、丹羽長重により築かれた棚倉城の築城とともに本格的な町割が行われ、主として現在の古町と呼ばれる一帯が整備された。この整備とともに、地域の水利用は大きく変わることになった。

棚倉城は、久慈川を見下ろす、一段と高い丘陵地帯の一部平坦地に築かれ、濠が作られた。また、旧城下の町並みも高台にあるため、生活用水や水田耕作に必要な豊富な水を得る水源がなかった。久慈川上流に大きな堰を作り、長大な用水路を設けて水を引くことでも満足する水量を得ることができなかつた。

そこでこの土地に住む人々は、町の東側にある根子屋川を利用して水量確保を行つた。天正年間（1573～1592）蘆名盛氏（あしな もりうじ）が、赤館に矢洗堰を、北郷の社川に玉野堰を築き、水を引き入れ一潟を作るために掘られたのが根子屋川である。

棚倉城の濠の水も根子屋川から引き入れている。また、一旦水不足となれば、この濠の水が下流の水田地帯に放流されていた。さらに、城下の道路の中央に水路が設けられ、その水を町の人々は近年まで上水として日常生活に利用していた。

江戸時代、塙代官領村々の年貢米は、久慈川の舟運を利用して塙河岸から茨城県内の山方河岸までの輸送された記録が残っている。久慈川は、大正末期に至るまでは、奥羽と関東を結ぶ最も重要な水上交通路であった。また、水戸藩の穀倉地帯として開けた久慈川沿岸では、度重なる洪水の被害から逃れるため、文久2年（1862）に竹林による水害防備林の整備が始められ、現在でも残存している箇所が見られる。

現在では、久慈川沿いにJR水郡線と国道118号線が走っており、主要交通手段は鉄道と自動車交通に変わってしまった。

しかしながら、圏域の各河川は、現在では人々の生活と深い関わりがある。

久慈川圏域では、農業用水が数多く取水され、沿川の水田を潤す重要な水源となっている。

2 河川整備計画の目標

河川整備を進めるにあたり、施設整備の必要性及び計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に發揮させるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向等を的確に踏まえ、治水効果の早期発現に向けて順次、整備を進めることが必要である。

健全な水循環系の構築を図るため、流域の保全に関わる団体や関係機関及び地域住民等と連携しながら、治水、利水、環境に関わる施策に流域一体となって取り組む。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

ア 課題

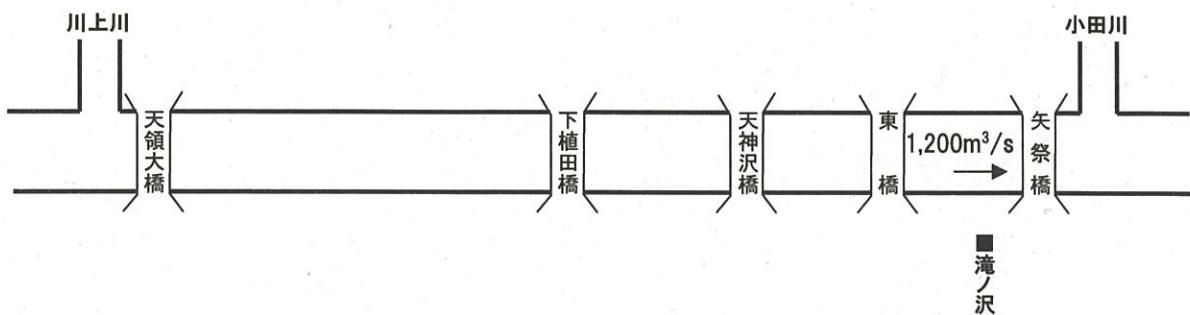
久慈川上流圏域は、近年では昭和61年8月、平成元年9月、平成3年9月、平成23年9月の洪水と浸水被害が頻発している。久慈川は、棚倉町、塙町、矢祭町の資産が集中する低地部を流下するが、久慈川水系の改修率^{注)}は約35%であり、治水の現状として十分とは言えない。

このような状況から下流茨城県との河川整備のバランスを図り、迅速かつ効果的に浸水被害の軽減を図ることが課題となっている。

イ 目標

本整備計画では、流域の規模、土地利用、公共施設の有無等と社会経済的重要度を考慮し、頻繁に浸水被害を受けて安全度が低い河川について、洪水が安全に流下できるよう重点的に河川整備を実施する。

河川整備を実施すべき河川については、昭和61年8月の台風10号及び平成23年9月の台風15号による滝ノ沢地点の洪水流量規模相当を安全に流下させることを目標とする。



久慈川水系流量配分図

注) 改修率 (%) = $\frac{\text{一定計画に基づき改修された延長}}{\text{指定区間のうち改修を必要とする延長}} \times 100$

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア 課題

本圏域の河川の水は、主に農業用水として利用されている。近年に大規模な渇水は発生していないが、水道用水の安定供給に対する地元の声の高まりから、平成13年4月に運用開始された堀川ダムから、白河地方水道用水供給企業団により棚倉町に水道用水が供給されており、安定的な水利用が可能となっている。

水質は、久慈川のみ松岡橋地点及び高地原橋地点で水質の環境基準（A類型）が設定されており、平成14年度以降は環境基準を達成している。

今後は、日常生活における節水や、水質保全等に対する啓発と意識の向上を図ること等が重要な課題である。

イ 目標

流水の正常な機能の維持に必要な流量の設定については、関係市町村、利水関係者、河川愛護団体及び漁業関係者から積極的に情報を収集するとともに、流量データの蓄積を図り、動植物の保護、景観、水質の保全等に配慮しつつ、河川環境の保全及び既得取水の安定化に必要な流量の設定に努める。

また、節水、水質保全等に関する啓発活動を行い、良好な環境の保全に努める。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア 課題

本圏域では、八溝山を中心とした地域にブナクラス域の自然植生がまとまって残っている。

平成2年度から平成22年度に実施された調査※によると、久慈川や川上川等においては、スナヤツメ、タナゴ、ホトケドジョウ、ギバチ、メダカ、モノアラガイ、マルタニシ等の貴重な生物が確認されている。また、周辺の森林生態系に強く依存する渓流域において、ヤマメ、アブラハヤ、カジカ、イワナ等の多様な生物相がみられるところから、渓流域の森林生態系は健全な状態が保たれているといえる。

支川の八溝川、片貝川、那倉川、渡瀬川は奥久慈屈指のヤマメの生息地であり、渓流釣りのメッカとなっている。

このほか、各支川の上流域には、両生類ではカジカガエル、鳥類ではハヤブサ、ハイタカ、カワセミ等、昆虫類ではゲンジボタルやオオムラサキ等の貴重な生物がみられる。

また、久慈川は、江戸時代中期から大正の末期頃までは物資輸送のための舟運に利用され、本地域と水戸や江戸を結ぶ重要な輸送路となっていた。現在では舟運は行われていないが、塙流灯花火大会、水上俵引き競争等の地域のイベント場として利用されているほか、堤防にはサイクリングロードが整備され、沿川住民のスポーツや散策、憩いの場として広く活用されている。

このように色々な表情、機能をもつ多様な環境の保全、人々の憩いの場としての河川空間の維持及び沿川の土地利用と調和のとれた河川環境に配慮した河川整備を行うことが課題である。



塙流灯花火大会

イ 目標

久慈川は、古くから様々な用途として利用され、親しまれてきた点を踏まえ、多様な生態系を育む河畔林と魚類の生息、産卵の場となる州や瀬、淵など現在の豊かな自然環境を保全するとともに、地域住民とともに、地域、河川の特性や親水性を考慮した河川整備に努める。

※既往調査

平成2・3年度 河川水辺の国勢調査年鑑 魚介類調査編、1993年、建設省

平成12年度 久慈川河川水辺の国勢調査、2000年、福島県

平成17年度 久慈川河川水辺の国勢調査報告書（魚介類調査）、2006年、福島県

平成22年度 河川水辺の国勢調査業務委託（河川調査）、2011年、福島県

3 計画の対象区間及び対象期間

(1) 計画対象期間

本整備計画の目標を達成するための対象期間は次のとおりとする。

計画対象期間：策定から概ね 30 年

(2) 計画対象区間

本整備計画は、久慈川上流圏域内の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表 1-4 計画の対象とする区間

No.	河川名	本支川	区域	流域面積 (km ²)	指定区間 延長 (km)
1	久慈川	本川	茨城県境～指定区間上流端	512.5	48.6
2	矢祭川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	51.2	12.0
3	小田川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	40.0	8.4
4	中川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	3.3	1.6
5	大内沢川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	5.7	2.5
6	川上川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	195.1	13.6
7	那倉川	2 次支川	川上川合流点～指定区間上流端	58.4	10.2
8	渡瀬川	2 次支川	川上川合流点～指定区間上流端	66.7	19.4
9	赤坂川	3 次支川	渡瀬川合流点～指定区間上流端	23.7	8.0
10	西川	4 次支川	赤坂川合流点～指定区間上流端	11.3	2.5
11	稻沢川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	7.9	2.0
12	近津川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	36.7	8.5
13	滑川	2 次支川	近津川合流点～指定区間上流端	5.3	3.0
14	宮川	2 次支川	近津川合流点～指定区間上流端	12.1	1.0
15	小山田川	2 次支川	近津川合流点～指定区間上流端	4.6	1.7
16	大草川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	24.0	9.0
17	根子屋川	2 次支川	大草川合流点～指定区間上流端	7.0	3.0
18	檜木川	3 次支川	根子屋川合流点～指定区間上流端	1.7	3.6
19	大竹川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	10.6	5.0
20	白子川	1 次支川	久慈川合流点～指定区間上流端	8.7	2.5
合計					166.1

注)流域面積は下位の支川の面積を含む。

<出典：河川現況調書（平成26年度）福島県土木部河川整備課>

第2 河川の整備の実施に関する事項

1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

近年浸水被害が頻発している地域の浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、下記の箇所において掘削、築堤等による河積の拡大を図った河川整備を実施する。

表 2-1 本計画期間内の河川整備一覧表

管内	No	河川	区間			延長(km)
			市町村	下流端	上流端	
県南	①	久慈川	矢祭町・塙町	矢祭橋	川上川合流点	11.5km
県南	②	渡瀬川	鮫川村	木之根地区		0.3km

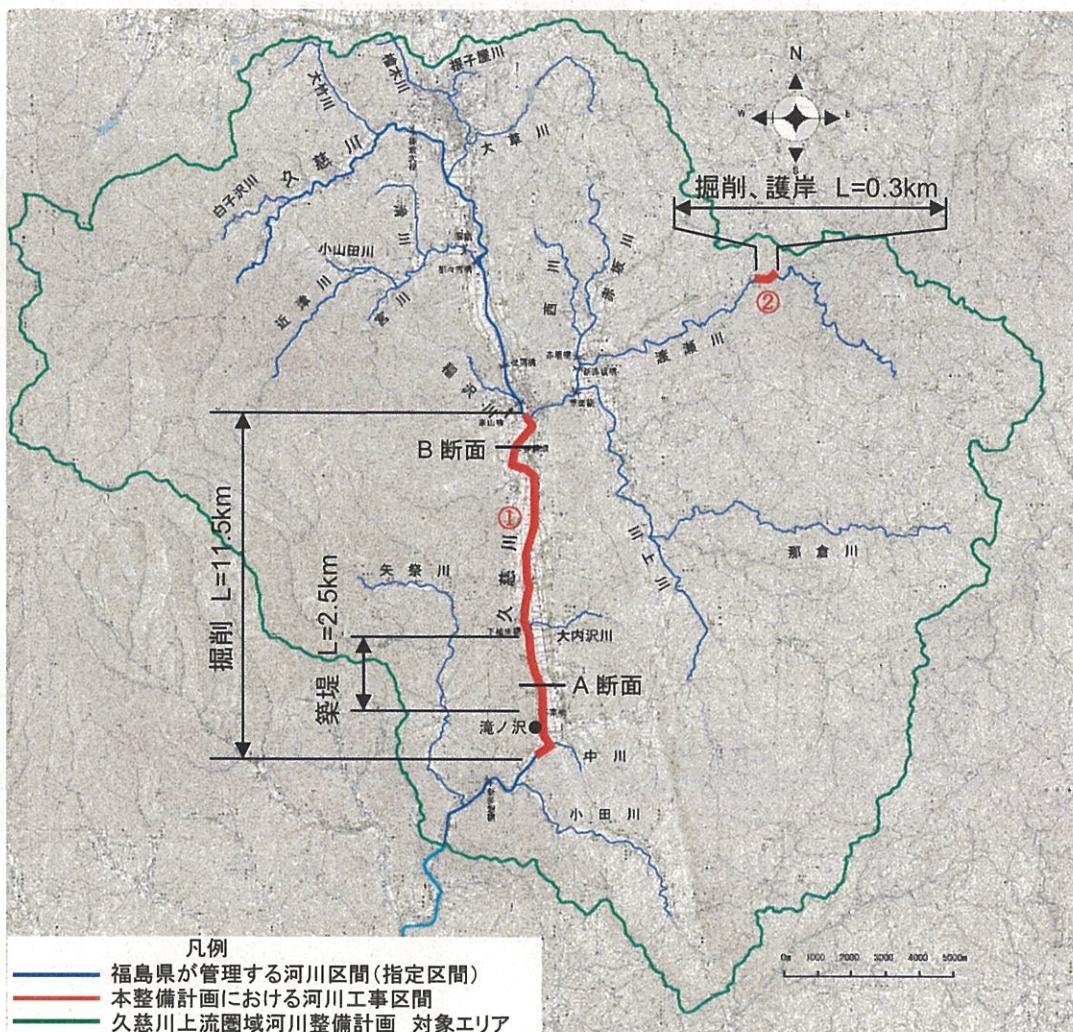


図 2-1 本整備計画における河川工事 位置図

(1) 久慈川（矢祭橋～川上川合流点）

矢祭橋から川上川合流点間の 11.5kmにおいて、浸水被害の防止、軽減を目的に掘削、築堤を実施する。実施にあたっては、動植物の生息、生育環境に配慮し、現況のみおじを活かすなどして、瀬や淵、水際に繁茂する多様な水生植物等を可能な限り保全する。

また、沿川の土地利用を考慮し、法勾配を緩くするなど親水性の高い河岸の整備を図る。

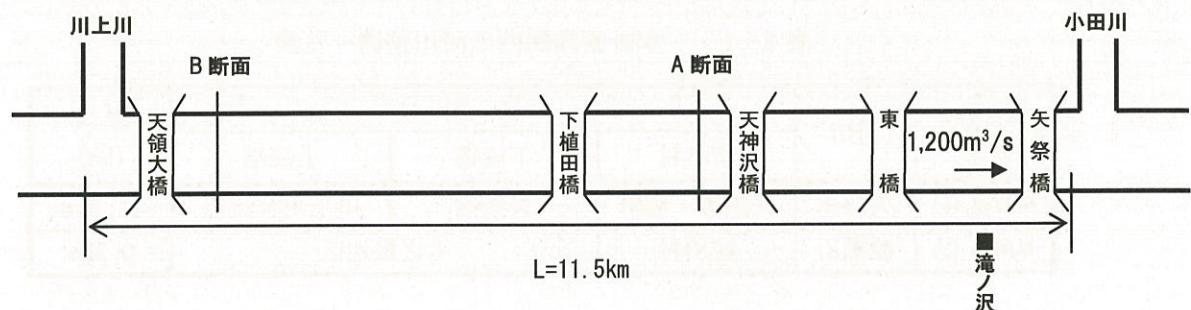


図 2-2(1) 整備区間 計画流量配分図 (久慈川)

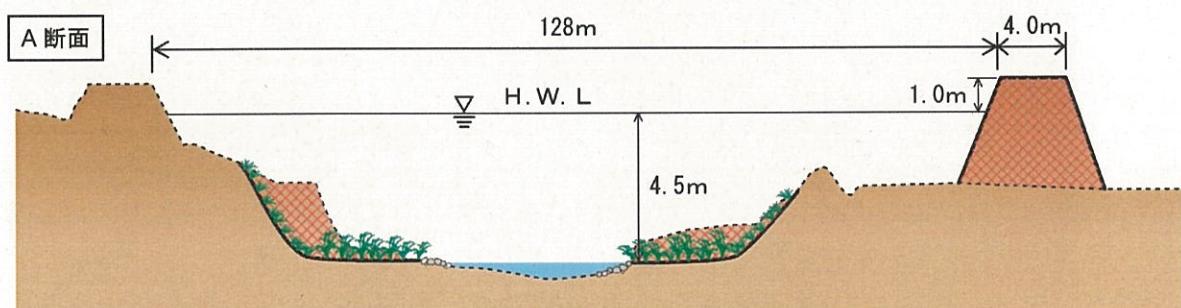


図 2-2(2) 代表横断図(天神沢橋付近)

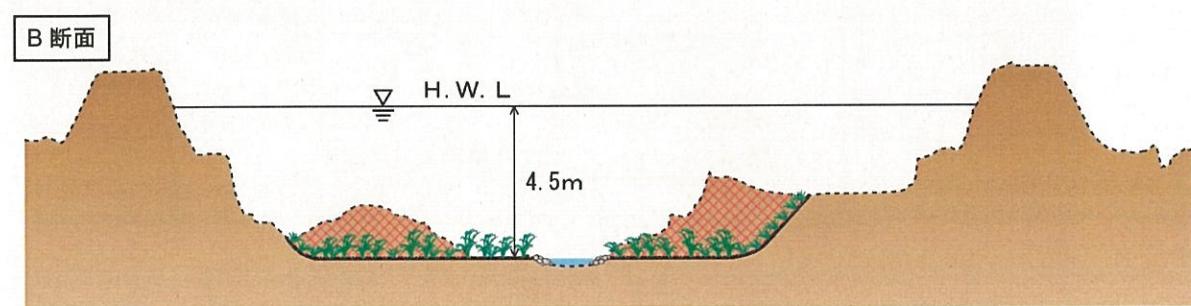


図 2-2(3) 代表横断図(天領大橋付近)

(2) 渡瀬川（木之根地区）

木之根地区 0.3km 区間において、浸水被害の防止、軽減を目的に掘削、護岸工事を実施する。実施にあたっては、動植物の生息、生育環境に配慮し、現況のみおすじを活かすなどして、瀬や淵、水際に繁茂する多様な水生植物等を可能な限り保全する。

実施にあたっては、動植物の生息、生育環境に配慮し、瀬や淵、水際に繁茂する水生植物等を可能な限り保全する。

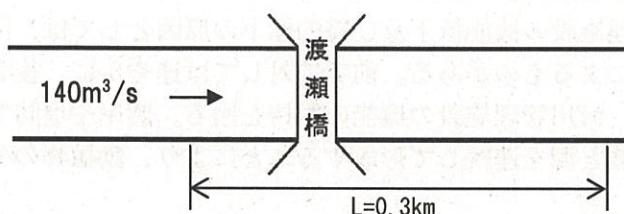


図 2-3(1) 整備区間 計画流量配分図（渡瀬川）

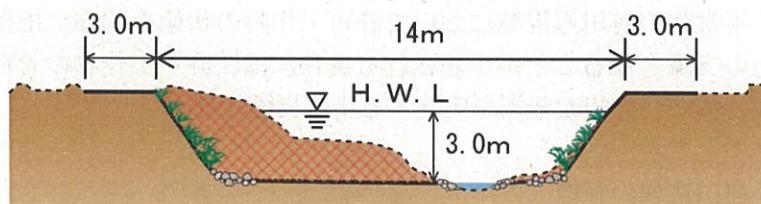


図 2-3(2) 代表横断図(渡瀬橋付近)

2 河川の維持の目的、種類、施行の場所

(1) 河川の維持の目的

本圏域の地域特性を踏まえ、洪水等による災害の防止、河川の適切な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を総合的に行うこととする。

(2) 河川の維持の種類、施行の場所

ア 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能低下及び質的低下の原因としては、洪水等の外力によるものと老朽化によるものがある。前者に対しては速やかに、後者に対しては計画的に対策を講じ、河川管理施設の機能の維持を図る。護岸や堤防等の復旧や堆砂除去においては、瀬と淵を連続して形成することにより、動植物の生息・生育環境の保全を図る。

(イ) 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において許可工作物の状態を的確に把握し、河川の維持管理上の支障となることが予想される場合には、許可工作物の管理者に速やかに点検や維持補修、機能改善等を実施するよう指導する。

(ウ) 河川情報の管理

河川の水位及び流域内の降雨等の河川に関わる情報は、洪水時の避難や渇水時の節水等を判断する基礎情報となることから、情報収集と観測を適正に行い、インターネットの河川情報提供システムにより、情報提供を行う。



福島県河川流域総合情報システムホームページ

イ 洪水管理

(ア) 洪水情報の提供

平時から水防団をはじめ地域住民に対し、浸水実績図等を公表し、洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供により水防意識の向上を図る。このための広報活動や支援（ハザードマップ基礎資料の作成等）、防災関係機関（国、市町村、消防、警察、通信、電力、報道機関等）との協力体制の強化を図る。

洪水時には河川情報（降雨量、水位、流量等）の収集を行い、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供に努める。

(イ) 出水時の巡視、点検

河川管理施設の状況及び異常発生の有無を把握するため、洪水により被害の発生が予想される場合は河川の巡視を行う。

ウ 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検や連絡情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。

また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ 水環境の保全

(ア) 水量、水質の監視

地域住民、関係部局との連携により水量、水質の監視を行い、その結果の共有を図る。また、水質改善の必要な箇所については、改善策について関係機関との連携を図り、良好な環境の保全に努めるものとする。

(イ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息する魚類等の生物だけでなく、水利用者にも多大な被害を与える。平時、汚染源に関する情報を把握するとともに、関係機関との連絡体制の強化を図り、発生時には迅速で適切な対応を行う。

(ウ) 流水の正常な機能の維持

地域住民、関係部局との連携により、渇水協議会の設置と活用、河川パトロールの実施、流域に対する啓発活動等の施策を実行に移し、流水の正常な機能の確保に努める。

(エ) 不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ごみや車両等の廃棄物の他、土砂の不法投棄の未然防止に努める。

3 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア 常時の情報提供

本圏域内の河川を適切に整備、保全する気運を高め、地域と協働してより良い河川環境を作り出すために河川愛護、美化活動の普及を推進する。このため、河川管理者として収集した河川に関する情報を、インターネットや情報誌、パンフレット等を通じて、地域住民と情報の共有化を図る。

イ 非常時の情報提供

洪水時の河川情報（降雨量、水位）の収集を行い、地域住民や関係機関に対し洪水時の河川情報の迅速な提供を図る。

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア 常時の連携

河川愛護意識の高揚、先進事例に習った活動の広がり、子どもたちの川への关心と興味の向上を促すため、河川清掃・水質改善、水生生物調査など住民の組織活動及び河川をテーマとした学校などの環境学習への支援を行う。

また、前述の手段（インターネット、情報誌、パンフレット等）を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を収集できる体制作りを進め、地域との連携を強化して河川清掃等のボランティア活動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行う。

イ 非常時の連携

河川管理者と防災関係機関の連携に努める。

(3) 計画の見直しに関する事項

本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づいて策定したものであり、策定後にこれらの状況の変化があった場合には適宜見直しを行うものとする。